

## 議案第 7 号

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 174 号中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

### 参考資料

### 制 定 要 旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。